**法人所有の自動車**

最近、税務調査で法人所有又は法人でリースをしている自動車について、法人と個人の使用区分について指摘されることが有ります。

「個人で使用はしていませんか？個人で使用していたら全額会社の費用になりませんよ。」という指摘です。

具体的に指摘される費用は次になります

１．購入の場合

　（１）減価償却費

（２）自動車税

（３）損害保険料

（４）ガソリン代

（５）高速代

（６）定期点検、車検代、修繕費

（７）駐車場代　　　　　等

２．リースの場合（リース料金に税金、保険料、定期点検等を含む）

（１）リース料

（２）ガソリン代

（３）高速代

（４）駐車場代　等

　　個人使用が多い場合は、上記費用の一部を会社に入金し、税務調査時の指摘を回避するのも良いかもしれません。

　　詳細は弊所担当者にお聞き下さい。

以上